

富士見市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

総務部及び自治振興部の分掌事務を変更するもの。

1 改正内容

(1) 第2条の改正

- 総務部の分掌事務に「危機管理の総合調整に関すること。」を追加する。
- 自治振興部の分掌事務の「防災及び防犯に関すること。」を総務部の分掌事務とする。

(2) 附則による関係条例の改正

- 富士見市国民保護協議会条例の第5条中「自治振興部」を「総務部」に改める。

2 施行期日

平成31年4月1日

富士見市行政組織条例（平成22年条例第18号）新旧対照表

新	旧
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>(1) 秘書に関すること。</p> <p>(2) 渉外に関すること。</p> <p>(3) 議会に関すること。</p> <p>(4) 褒賞に関すること。</p> <p>(5) 広報及び広聴に関すること。</p> <p>(6) 文書及び法規に関すること。</p> <p>(7) 情報公開に関すること。</p> <p>(8) 統計に関すること。</p> <p>(9) 職員に関すること。</p> <p><u>(10) 危機管理の総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(11) 防災及び防犯に関すること。</u></p> <p><u>(12) 他の部の主管に属さないこと。</u></p> <p>総合政策部</p> <p>(略)</p> <p>自治振興部</p> <p>(1) コミュニティの推進に関すること。</p> <p>(2) 市民活動に関すること。</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>(1) 秘書に関すること。</p> <p>(2) 渉外に関すること。</p> <p>(3) 議会に関すること。</p> <p>(4) 褒賞に関すること。</p> <p>(5) 広報及び広聴に関すること。</p> <p>(6) 文書及び法規に関すること。</p> <p>(7) 情報公開に関すること。</p> <p>(8) 統計に関すること。</p> <p>(9) 職員に関すること。</p> <p><u>(10) 他の部の主管に属さないこと。</u></p> <p>総合政策部</p> <p>(略)</p> <p>自治振興部</p> <p>(1) コミュニティの推進に関すること。</p> <p>(2) 市民活動に関すること。</p>

- (3) 文化振興に関する事。
- (4) 地域活性化に関する事。
- (5) 環境保全に関する事。

- (3) 文化振興に関する事。
- (4) 地域活性化に関する事。
- (5) 防災及び防犯に関する事。
- (6) 環境保全に関する事。